

平成26年度

「組合員被扶養者証」の検認のお知らせ

～収入等に係る証明書等の準備をお願いいたします～

本年度は、組合員被扶養者証の検認を行う年度となります。

共済組合では、組合員と同様に被扶養者に対しても医療保険の適用等、様々な給付を行っています。そのため、被扶養者としての認定に関しては、組合員との続柄や収入状況等一定の要件を満たしていることが条件とされています。

しかし、時間の経過とともにその要件から外れる場合もありますので、共済組合では、地方公務員等共済組合法に基づき、2年に1度その要件を備えているかの調査（検認）を実施し、被扶養者資格の確認をすることとしています。

対象となる方については、各所属所の共済事務担当課へ調査の依頼をいたしますので、提出漏れ等ないように十分ご注意ください。

被扶養者の継続認定を行うための必要な手続きとなりますので、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。



1 調査対象者

平成26年4月1日現在における年齢が18歳以上75歳未満の被扶養者で、7月1日現在認定されている方が対象となります。（配偶者を含む。）

※ただし、本年7月1日から9月30日までに認定された方は除きます。

2 調査方法

所属所の共済事務担当課を経由して、調査対象者のいる組合員の方に「被扶養者資格確認届書」（以下「確認届書」という。）を配付いたしますので、証明書等を添えて提出してください。

3 調査の実施時期

平成26年7月1日から9月30日

※組合員の方の各所属所共済事務担当課への提出期日については、所属所の共済事務担当課にご確認ください。

4 提出いただく主な書類等

① 学生の者

ア 国内の学生（学校教育法に定められた学校に通学する者）

- ・「在学証明書」（本年7月1日以降に発行されたもの）、または「学生証」の写し（有効期限の記載のあるものに限る。）

イ 留学生

- ・留学先の「在学証明書」または有効期限の記載のある「学生証」の写し（当該証明書等の和訳した書類を添付してください。）

※学生等で、アルバイト収入がある場合は、次頁②の書類も提出してください。

② 給与収入(パート・アルバイト等)のある者

…次のいずれも提出してください。

- 平成25年分の「源泉徴収票」、または年間収入がわかるもの(平成25年中にパート・アルバイト等の収入があった者。)
- 平成26年1月～6月の「給与明細書」(通勤手当等を含めた総支給額がわかるもの)、または「給与支払証明書」(所定の用紙あり。ただし、事業所の証明印がある書類でも可。)

③ 事業収入(一般・農業・不動産収入等)がある者

- 平成25年分
「確定申告書及び収支内訳書(控)」

※ 税務署の受付印が押印されたもの(電子申請の場合は、受付日が確認できるもの。)

④ 年金収入のある者

- 最新の「年金改定通知書(支給額変更通知書)」、または「年金支払通知書」の写し(遺族・障害年金も含む。)

※ 新たに年金を受給された方は「年金証書」(写し)も提出してください。

⑤ 60歳未満で傷病または障害等により
就労困難である者

- 医師の「診断書」(写しでも可)、または「障害者手帳の写し」

⑥ 収入がない者(学生は除く。)

- 非課税証明書(居住地で発行されるもの。なお、発行手数料は、自己負担となりますのでご了承ください。)

※ 配偶者の方も提出が必要です。ただし、扶養手当の支給要件確認で所属所へ提出している方は省略できます。

※ 学生のうち夜間及び通信課程の方は、提出が必要です。

⑦ 遠隔地被扶養者がいる場合

- 継続的に1人につき月額50,000円以上の送り状況が確認できる「平成26年1月～6月の書類(組合員と対象被扶養者の名前が確認できる送金通知書の控え等)」

⑧ 被扶養者に対して、組合員以外に
扶養義務者がいる場合

- 組合員の平成25年分の「源泉徴収票」とその者の平成25年分の収入が確認できる書類(源泉徴収票等)

※ 双方の収入を比較するために提出をお願いするものです。

⑨ その他

- 収入について、給与と年金等複数の収入がある場合は、全ての書類を提出してください。
- 認定時、「条件つき認定」となった方のうち、雇用保険の失業給付が決定した場合は、雇用保険受給資格者証(支給日額・支給終了日・支給額等の記載があるもの)の写しを提出してください。

5

18歳以上の被扶養者で扶養手当が
支給されていない者(学生を除く。)

- 稼働能力のある者を引き続き扶養(資格継続)しなければならない場合は、その理由を「確認届書」に具体的かつ詳細に記載してください。
- 学生のうち夜間及び通信課程の方は、記載が必要です。

6

検認による認定取消

調査(検認)により被扶養者の資格が認められない場合は、被扶養者の取消をしていただくこととなります。「被扶養者申告書(取消)」の提出と「組合員被扶養者証」の返納をお願いします。)

また、検認の実施期間内に正当な理由がなく関係書類の提出がない場合、認定取消となりますのでご注意ください。

なお、検認により取消になることが判明した場合は、本来の取消日に遡り、認定取消となります。